

貸付金の特別償還・償還期間等の変更を受付けます

貸付金の特別償還や償還期間の変更を希望される方は、所属所の共済事務担当課に書類の提出をお願いします。所属所における提出期限は、共済事務担当課へお問い合わせください。

住宅借入金等特別控除を受けている方で、特別償還または償還期間の変更により償還期間が10年(120回)未滿となった場合は「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が発行されませんのでご注意ください。

繰上償還

申請書を受理後、振込依頼書を送付しますので、納入期限までに振込みをお願いします。

提出書類：全部・一部繰上償還申請書

償還方法	受付		共済組合 提出期限
	一部繰上償還	全部繰上償還	
毎月償還	毎月		毎月5日
毎月・期末勤勉 手当併用償還	6月・12月 のみ	毎月	6月5日(月)

住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅貸付や災害貸付を受けている方は、6月・12月の年2回、償還期間の短縮や毎月・期末勤勉手当併用償還の割合を変更することができます。

提出書類：住宅(災害)貸付金償還期間等変更申出書

当組合提出期限:6月5日(月)